

令和8年度

兵庫県立コウノトリの郷公園 野外コウノトリモニタリング業務委託

設 計 書

(金 有 ・ 無)

(全5ページ)

園長	副園長	総務課長		係	作成年月日
※	橋	山	e	カ	令和8年2月18日
兵庫県立コウノトリの郷公園					

目次

1 一般事項

2 業務の目的、概要等

3 仕様書（別紙による）

1 一般事項

(1) 件 名 兵庫県立コウノトリの郷公園 野外コウノトリモニタリング業務

(2) 履 行 場 所 兵庫県立コウノトリの郷公園及び豊岡盆地等

(3) 履 行 期 間 令和8年4月1日 ～ 令和9年3月31日

(4) 業 務 内 容 この設計図書及び仕様書に示す範囲

2 業務の目的、概要等

(1) 業務の目的

ア 野外コウノトリのモニタリング

イ 野外で巣立ちした幼鳥のモニタリング

ウ コウノトリに関する情報収集及びデータ整理

(2) 業務の概要

ア 野外コウノトリの追跡調査と位置データの収集、個体保護・捕獲での餌付け
作業

イ その他関連業務

3 仕様書（別紙による）

兵庫県立コウノトリの郷公園

名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
兵庫県立コウノトリの郷公園 野外コウノトリモニタリング業務委託						
-金 也						
1 人件費	作業員（追跡等）	350	人日			
2 間接費	追跡調査にかかる費用弁償	350	人日			
計						
消費税						
合 計						

令和8年度野外コウノトリモニタリング業務委託仕様書

1 適用

野外コウノトリモニタリング業務委託は、この仕様書に基づき実施するものとする。
この仕様書に定めのない事項については、コウノトリの郷公園（以下、「発注者」という。）の指示に従うものとする。

2 業務の種類

野外コウノトリモニタリング業務

3 履行場所

兵庫県立コウノトリの郷公園及び豊岡盆地等

4 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

5 業務の内容

(1) 業務の目的

- ア 野外コウノトリのモニタリング
- イ 野外で巣立ちした幼鳥のモニタリング
- ウ コウノトリに関する情報収集及びデータ整理

(2) 業務の概要

- ア 野外コウノトリの追跡調査や位置データの収集、個体保護・捕獲での餌付け作業
 - (ア) 追跡調査は、自動車等でコウノトリの追跡を行う。
 - (イ) 所定の形式に従い、コウノトリの位置と行動を記録・収集する。
 - (ウ) 個体の保護・捕獲で必要な場合のみ、発注者の指示に従い餌付けを行う。
- イ その他関連業務
 - (ア) モニタリング、その他の関連業務を行う。
 - (イ) 映像記録の収集・解析を行う。
 - (ウ) その他、関連業務として発注者が指示した業務を行う。

(3) 業務に従事する者の条件等

- ア 従事する日は、令和8年4月1日から令和9年3月31日の間で350人日
(例：4月1日から6月30日までは1日3名、7月1日から7月31日までは1日2名、3月1日から3月31日まで1日2名)とする。
- イ 受注者は作業員を指揮監督し、発注者と綿密な連絡をとり、その指示に従い、業務の円滑な遂行に努めなければならない。
- ウ 受注者は事前に作業員の名簿を発注者に提出し、承認を受けなければならない。
作業員を変更する場合も同様とする。
- エ 作業員の年齢は満18歳以上とする。(ただし、学生を除く)
- オ 追跡調査に従事する作業員は、以下の技能を有すること。

- ・自動車を有し運転使用できること。
- ・携帯電話を有しメールの送受信ができること。
- ・トランシーバーを使用できること。
- ・地図と航空写真を読み取ることができること。
- ・豊岡盆地の地名や目標物等の位置に精通していること。
- ・双眼鏡と望遠鏡の取扱いに慣れていること。
- ・鳥類の生態と行動の知識を有し、位置も含めた記録が取れること。

カ 作業員がこの業務に従事する時間は、1日8時間とし、6時00分から19時00分までの間で発注者の指定する時間とする。ただし、これ以外の時間でも、実働時間が8時間を超えない範囲で発注者の指示があった場合は従うものとする。

キ 受注者は、作業員が指示に従わない場合、発注者の求める技能・能力を著しく欠く場合は作業員を交代しなければならない。

ク 受注者は、作業員を社会保険等に参加させ、賃金台帳、出勤簿、労働者名簿、雇用通知書等の書類を整備しなければならない。

ケ 受注者は、各種法令を遵守するものとする。

コ 作業員は、日々の業務実施後、所定の調査記録用紙を発注者に提出し、受注者は各作業員の記録用紙を発注者に提出するものとする。

(4) 費用弁償等

この業務の遂行に直接必要な備品（追跡調査に使用する自動車は除く）及び消耗品は発注者が支給する。ただし、作業服は支給（貸与を含む）しない。

追跡調査に使用する自動車等に係る費用（維持管理費・ガソリン代等）及び携帯電話による通信費等の費用は受注者の負担とする。

(5) 業務上の災害・事故等

この業務の遂行に伴う作業員の業務上の災害・事故などについては、発注者の原因によるものを除き、受注者が責任を負うものとする。

6 委託料の支払い方法等

委託料の支払いは、毎月払いとする。受注者は月毎の報告書（作業員氏名、勤務日、勤務時間を記載したもの）を翌月初めに発注者に提出し、発注者は、報告書を確認のうえ、受注者の発行する請求書により請求書を受理した日から30日以内に委託料を支払うものとする。

7 秘密の保持

受注者及び作業員は、本業務において、業務上知り得た情報を外部に流出することなく守秘するものとする。

8 その他

契約内容に疑義が生じた場合、又は「仕様書」に定めのない事項については、派遣元事業者と発注者が協議のうえ決定する。